

目黒区立かみよん工房利用契約書

目黒区立かみよん工房利用者（以下、「利用者」といいます。）と目黒区（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対し提供する就労継続支援 B 型事業について、次のとおり契約します。

第 1 条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、障害者自立支援法令の趣旨に従って、就労継続支援 B 型事業に必要なサービスを適切におこなうことを定めます。利用者は事業者に対して、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条（契約期間）

この契約の契約期間は、平成 24 年 4 月 1 日から利用者の訓練等給付費支給期間満了日までとします。

- 2 契約満了日の 2 日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がなく、かつ、利用者の訓練等給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

第 3 条（個別支援計画）

事業者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、就労継続支援 B 型事業のサービス目標及び達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ個別支援計画を、本契約締結の日から 90 日以内に作成します。

- 2 個別支援計画については、6 か月に 1 度定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。
- 3 個別支援計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者または代理人に説明し、同意を得ます。

第 4 条（就労継続支援 B 型事業サービスの内容）

事業者は、個別支援計画に沿って、障害者自立支援法に定める必要なサービス（「重要事項説明書」に記載されています）を提供します。また、個別支援計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

- 2 利用者が利用できるサービス利用日時は、土曜日・日曜日、年末年始（12/28～1/4）、及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く、平日午前 9 時より午後 4 時までとします。

第 5 条（サービス提供の記録）

事業者は、就労継続支援 B 型事業のサービス提供に関する諸記録を作成し、契約終了後 5 年間保存します。

第 6 条（料金）

利用料金は、別紙に定めるとおりです。

2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月末日までに利用者に通知します。

3 利用者は、請求書に記載の金額を、請求書に記載の期限までに、銀行、郵便局等の窓口で支払います。

第7条（作業活動の提供及び就労に向けての支援と工賃の支払い）

事業者は、個別支援計画においての作業活動の内容や職場実習、就労に向けての支援の機会を提供します。

2 利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性、その他の事情を踏まえておこないます。

3 事業者は、作業活動及び就労に向けての支援における事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を作業活動に従事された利用者に支払います。

4 公共職業安定所、障害者就労支援センター等の関係機関と連携を取りながら就労に向けての支援をおこないます。

第8条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。

(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

(2) 事業者が守秘義務に反した場合

(3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第9条（契約の終了）

利用者は、事業者に対して7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項に規定する事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

3 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

(1) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合

(2) 利用者が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合

(3) やむを得ない事情により施設を廃止または縮小する場合

4 利用者の就労継続支援B型についての訓練等給付費の支給決定が取り消された場合、又は支給決定期間終了に伴い訓練等給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。但し、

利用者の出身世帯の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の区市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応できるものとしします。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が他の障害者支援施設等に入所した場合

(2) 利用者が死亡した場合

第10条（個人情報保護）

事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を利用することに、利用者は同意します。

3 第1項の規定にかかわらず、事業者が訓練等給付費請求に係る事務手続きの際に利用者の個人情報を利用することに、利用者は同意します。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対処）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等必要な処置を行うとともに、あらかじめ届け出られた連絡先に、可能な限り速やかに連絡します。

第13条（身体拘束の禁止）

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体拘束及び行動を制限する行為を行いません。

第14条（虐待防止のための措置）

事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、虐待防止啓発のための研修を定期的実施します。

第15条（本契約に定めのない事項）

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとしします。

2 この契約に定めのない事項については、障害者自立支援法その他諸法令の定めに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者

事業者

名称 目黒区
住所 目黒区上目黒 2 丁目 19 番 15 号
代表者 目黒区長 青木 英二 印

利用者

(住所)
(氏名) 印

代理人又は立会人等

(住所)
(氏名) 印

契約書別紙

1 提供するサービスの内容

- (1) 就労継続支援 B 型
- (2) 月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 4 時まで
- (3) 個別支援計画に沿った作業活動、就労、給食、健康管理等の支援を心身の状況に応じ適切に提供する。

2 利用料金

(1) 障害福祉サービス利用者負担額

厚生労働大臣が支給決定障害者等の家計の負担能力等をしん酌して政令で定めた額です。但し、当該政令で定める額が当該費用の 1 割相当額を超えるときは、当該 1 割相当額となります。

(2) 食事提供負担金

1 食につき _____ 円

(3) その他経費

外出行事等に係る飲食代などの実費は、自己負担となります。

事業者

名称 目黒区
住所 目黒区上目黒 2 丁目 19 番 15 号
代表者 目黒区長 青木 英二 印

上記の内容の説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日

利用者

(住所)

(氏名)

印

代理人又は立会人等

(住所)

(氏名)

印